

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経 規程第51号</p> <p>第1条～第21条 省略</p> <p>(会計規則第30条第1項第3号の規定に基づく指名競争契約の基準)</p> <p>第22条 会計規則第30条第1項第3号に規定する別に定める基準額は、1,000万円とする。<u>ただし、キャンパス整備チーム所掌の工事契約並びに当該工事契約に附随する調査及び測量の契約については、基準額を7億円とする。</u></p> <p>第23条～第55条 省略</p> <p>(代金の立替払)</p> <p>第56条 役員又は職員は、通常の契約手続を経ることができない等やむを得ない場合は、事前に契約担当役等の承認を受けて代金の立替払を行うことができる。ただし、事前に承認を得ることが困難である場合には、支払後速やかに、契約担当役等の承認を得るものとする。</p> <p><u>2 役員又は職員は、前項の代金の立替払を行ったときは、立替払金の支払を受けるために直ちに、立替払請求書に支払を証する領収書等を添えて、契約担当役等に提出するものとする。</u></p>	<p>国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経 規程第51号</p> <p>第1条～第21条 省略(現行どおり)</p> <p>(会計規則第30条第1項第3号の規定に基づく指名競争契約の基準)</p> <p>第22条 会計規則第30条第1項第3号に規定する別に定める基準額は、1,000万円とする。</p> <p>第23条～第55条 省略(現行どおり)</p> <p>(代金の立替払)</p> <p>第56条 役員又は職員は、通常の契約手続を経ることができない等やむを得ない場合は、事前に契約担当役等の承認を受けて代金の立替払を行うことができる。ただし、事前に承認を得ることが困難である場合には、支払後速やかに、契約担当役等の承認を得るものとする。</p> <p><u>2 立替払の手続については、別に定める。</u></p>	

第57条 省略 附 則 省略	第57条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり）	
-----------------------	-------------------------------------	--

附 則（24規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。